3　学校施設の実態

（1）　学校施設の保有状況

道教委が管理する道立学校は、令和７(2025)年３月現在で高等学校 189 校、中等教育学校１校、特別支援学校 66 校の合計 256 校となっており、本計画における対象施設とします。

【令和７(2025)年３月現在の学校数・延床面積】

校種	校数	延床面積
高等学校	１８９校	１８４．９万㎡
中等教育学校	１校	０．９万㎡
特別支援学校（分校含む。）	６６校	４２．４万㎡
合　計	２５６校	２２８．２万㎡

＊特別支援学校のうち、４校は借用建物ですが、小規模修繕などの維持管理費は道負担となるため、本計画に含めます。

学校施設の延床面積を建築年数別で整理すると次表のとおりであり、築後 40 年を超える施設が全体の 47.1％を占め、更新（改築）の時期を迎えることから、施設の耐用年数を延伸させる長寿命化の取組を適切に進める必要があります。

【建築年代別保有状況（延床面積：万㎡）】

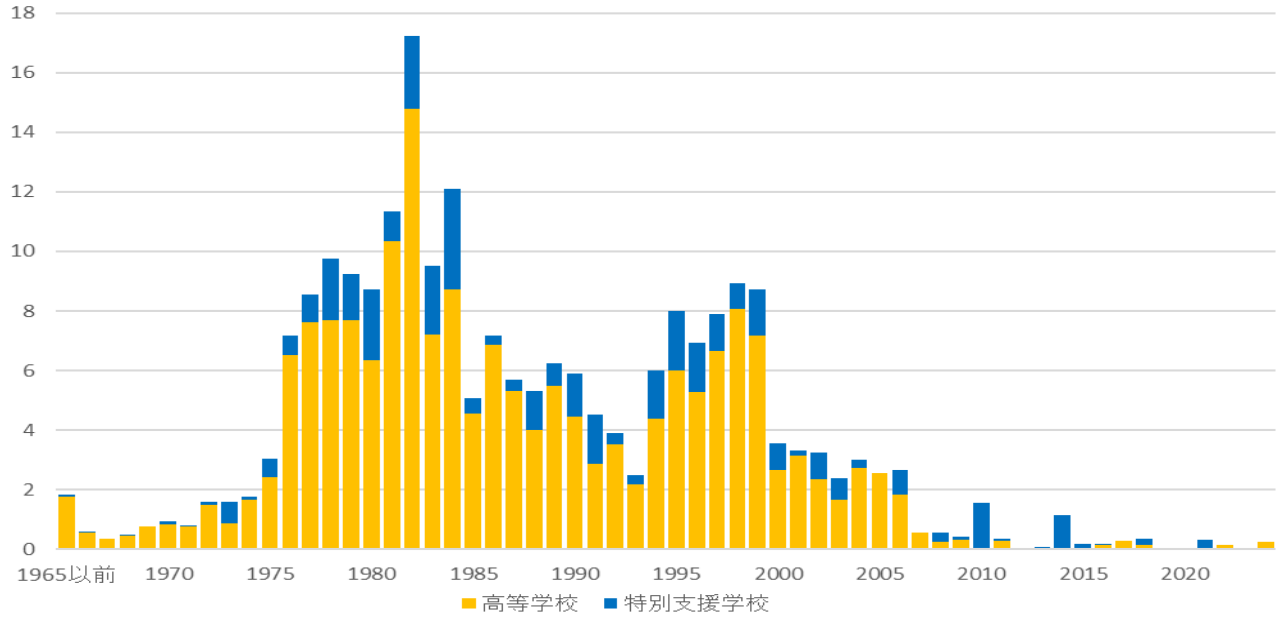

【築年数別延床面積の割合】

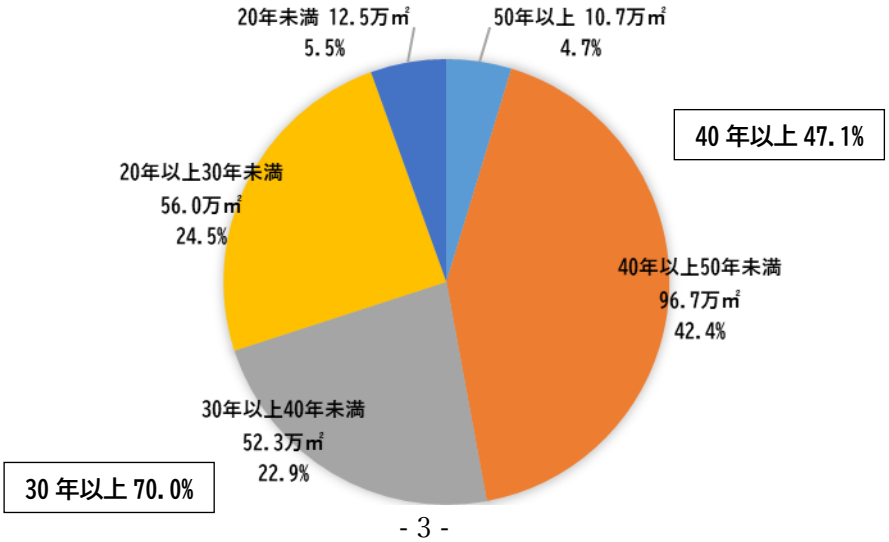

（2） 児童生徒数・学校数の推移

道立学校施設を利用する児童生徒数は、高等学校については、平成元(1989)年の 178,743 人をピークに、令和 6 (2024)年 5 月 1 日現在では 68,025 人となり、減少が続いています。一方で、特別支援学校については、昭和 50(1975)年の 1,964 人から令和 6 (2024)年 5 月 1 日現在では 5,487 人と増加していますが、近年は増加傾向に歯止めがかかっています。

【道立学校における児童生徒数・学校数の推移】

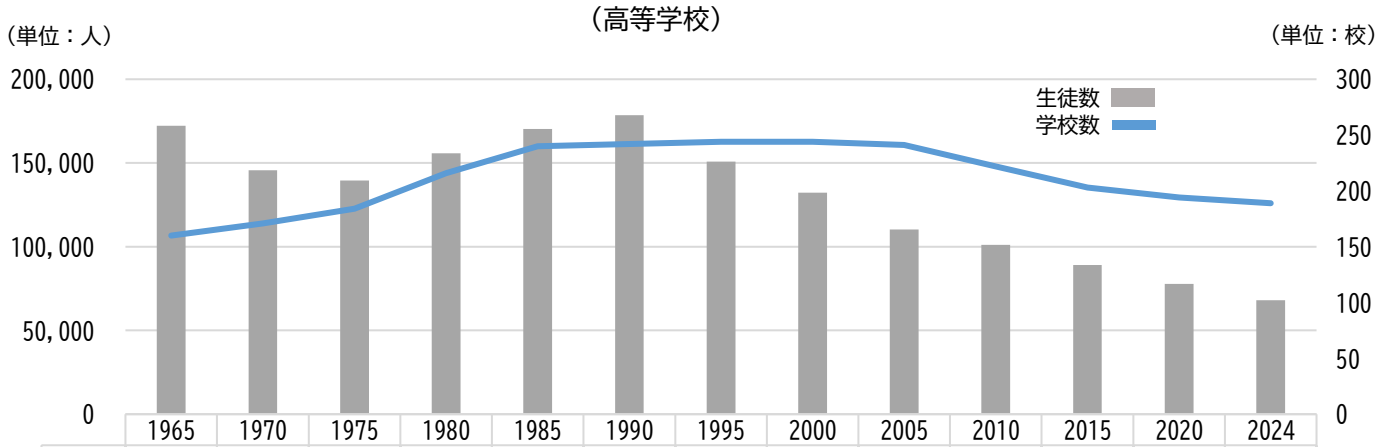

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
生徒数	172,193	145,566	139,586	155,696	170,256	178,563	150,851	132,223	110,284	101,169	89,075	77,762	68,025
学校数	160	171	184	216	240	242	244	244	241	222	203	194	189

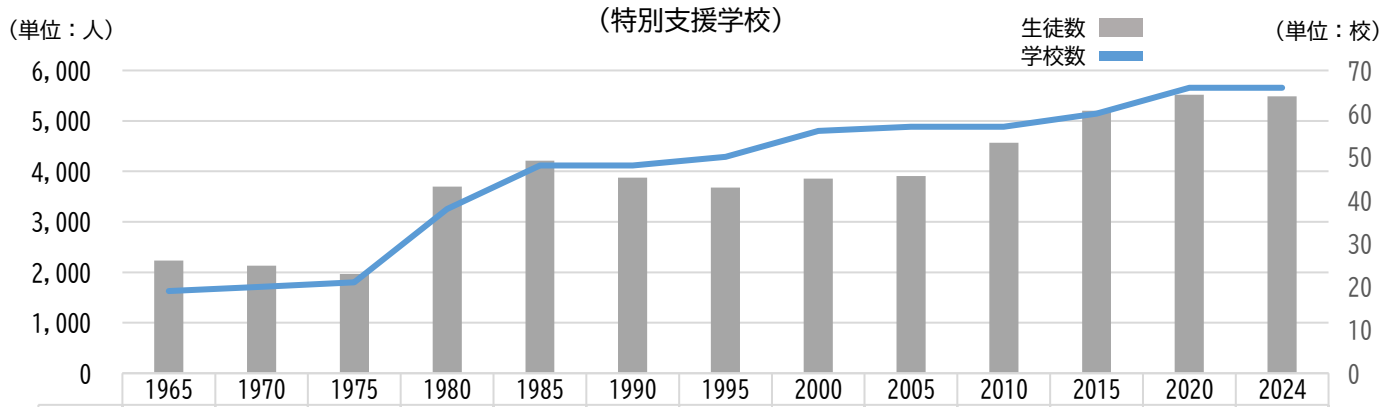

	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2024
生徒数	2,230	2,134	1,964	3,697	4,214	3,875	3,681	3,857	3,906	4,568	5,203	5,522	5,487
学校数	19	20	21	38	48	48	50	56	57	57	60	66	66

（3） 老朽化状況の実態

個別施設の老朽化状況については、「北海道教育委員会建築物等保全規程」に基づき、各施設から提出される老朽・破損箇所等に係る施設整備計画書により把握しています。老朽箇所について、それぞれ審査を行った結果、改修を「実施すべきである」とする基準の「A」ランクと判定されたものが、令和 6 (2024)年度審査分で 303 件、協議結果の金額にして約 69 億円に上っています。

審査結果	件数	件数の割合	協議結果の額	額の割合
A	303 件	47.3%	6,916,438 千円	58.6%
B	191 件	29.8%	3,526,185 千円	29.8%
C	147 件	22.9%	1,367,761 千円	11.6%
計	641 件		11,810,384 千円	

A：「実施すべきである」　B：「実施が望ましい」　C：「見送り可能である」

【老朽化の事例】

屋上	屋上防止シートの破損 水切り笠木の剥落
外壁 玄関	外壁の剥落、ひび割れ 生徒玄関タイルの剥離
天井 床	保健室天井の漏水跡 体育館床の沈下
配管	給湯管の破損 排水管の腐食

4　学校施設整備の基本的な方針等

（1）　学校施設の規模・配置計画等の方針

本計画では、令和７(2025)年３月現在の施設保有量を基に道立学校施設の基本的な整備方針を定めていますが、学校施設の長寿命化計画を実行性のあるものとするためには、少子化による影響やこれからの時代に求められる教育内容、指導方法の改善の方向性も十分勘案しながら、地域の実情を踏まえて、学校の適正な規模や配置を検討することが重要です。

道立高等学校においては、小規模校化が進む中、地域創生の視点から学校を核とした地域づくりや地域に根差した活動により広く社会に貢献できる人材育成などを推進する必要性が課題となっています。

一方、道立特別支援学校においては、一部の障がい種別では在籍者数が増加傾向にある地域もあることから、教室不足、施設の狭隘化への対応が求められています。

こうした状況を踏まえるとともに、関連する方針に基づき、学校の規模や配置を検討し、施設保有総量の適正化に努めるものとします。

【関連する方針】

・これからの高校づくりに関する指針（改定版）P14～P16 抜粋［R5.3 月策定］

Ⅳ　公立高等学校配置計画

各通学区域において高校進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、「Ⅱ　地域とつながる高校づくり」、「Ⅲ　活力と魅力のある高校づくり」の実現に向け、適切な高校配置に努めます。

1　配置の基本的な考え方

(1) 地域の実情に応じた高校配置

ア　複数の高校が所在する市町や圏域

中学校の卒業者数見込や高校への進学状況等を踏まえながら、市町や一定の圏域の単位で、関係市町村の参画を得ながら高校の役割分担や定員調整も含めた具体的な配置の在り方を検討します。

なお、この際、次の事項に留意するものとします。

［留意事項］

① 一定の圏域内における各高校の役割等を勘案した高校配置が必要であること

② 一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、再編による学校規模の維持を検討する必要があること

③ 第１学年１学級の高校は(2)の取扱いによるが、この要件に該当することが見込まれる場合にあっても、上記①を踏まえながら、圏域全体で必要な定員調整をあらかじめ行うことで存続を図ることも選択肢となること

④ 私立高校の配置状況に配慮した定員調整が必要であること

イ　所在する高校以外への通学が困難な市町村

進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、教育環境の充実を図り、地域とつながる活力と魅力のある高校づくりを進めます。

なお、第１学年１学級となった高校は、(2)によるほか、複数の学科を設置している高校については、５月１日現在の第１学年全体で40人以上の欠員（定時制課程はいずれかの学科において第１学年の在籍者数が10人未満）となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合、地域の実情や学校・学科の特性などを考慮しながら、学科の再編整備を進めます。

(2) 第１学年１学級の高校の取扱い

第１学年１学級の高校については、次に掲げるものを除き、５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で20人未満となった場合は、再編整備を進めます。

ア　離島にある高校

５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

イ　地域連携校及び全日制課程で農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校

地域創生に向けた地域との連携のほか、本道の基幹産業である一次産業や安心な暮らしを支える医療・福祉を担う人材の育成の観点から、５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で20人未満となった場合であっても、道教委が所在市町村をはじめとした地域と連携して、高校の特色化・魅力化、入学者確保に取り組む集中取組期間を設けて再編整備を留保します。

集中取組期間は、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した一定の期間とし、取組内容やその効果などに大きな変動がある場合には、必要に応じて集中取組期間の見直しを検討します。

なお、集中取組期間中において、５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で10人未満となった場合は、再編整備を進めます。

ウ　定時制課程

５月１日現在の第１学年の在籍者数が３年連続で10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、定時制課程の配置状況を考慮しながら、再編整備を進めます。

(3) 公立高校と私立高校の間における定員調整

私立高校は独自の建学精神と教育理念に基づき、特色ある教育活動を展開し、公立高校とともに高校教育の充実に大きな役割を果たしており、生徒の進路選択幅を確保する観点からも、その配置状況を十分に考慮して、公立高校の配置を検討する必要があります。

こうしたことから、私立高校所在学区にあっては、公立高校において、中学校卒業者数の増減に応じ、私立高校の配置状況に配慮した定員調整を行うこととし、調整に当たっては、各通学区域における公立高校と私立高校の定員比率を勘案するとともに、北海道公私立高等学校協議会において、私学関係者と協議を行います。

2　学級定員

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、40人とします。